

会員の処分公告（会員権停止）

以下の者について、当会会則第 47 条の規定に基づき会員の処分を行ったので公告します。

会員権停止 6 ヶ月

【被処分者】

氏 名	支 部	種 別	登録番号	事務所名称 事務所所在地
渡邊 盛安	春日部支部	勤務等	11150102	

処分をした年月日：令和 8 年 6 月 5 日

会員権停止期間：令和 8 年 6 月 6 日～令和 8 年 1 2 月 5 日（6 ヶ月）

処分理由：社会保険労務士法第 25 条の 30、同第 25 条の 36、
全国社会保険労務士会連合会会則第 47 条の 2、
全国社会保険労務士会連合会倫理研修規則第 3 条、
埼玉県社会保険労務士会会則第 42 条、同第 49 条第 2 項違反
※受講が義務付けられている倫理研修について、令和 7 年度倫理研修を以って
未受講が 2 年以上となること。

会員権停止 1 年

【被処分者】

氏 名	支 部	種 別	登録番号	事務所名称 事務所所在地
木村 光一	春日部支部	開業	13950213	社会保険労務士木村光一事務所 久喜市久喜中央 1-5-30 シンコービル 3F

処分をした年月日：令和 8 年 6 月 5 日

会員権停止期間：令和 8 年 6 月 6 日～令和 9 年 6 月 5 日（1 年）

処分理由：社会保険労務士法第 1 条の 2、同法第 16 条、
埼玉県社会保険労務士会会則第 41 条、同第 42 条、
埼玉県社会保険労務士会倫理規程第 2 条、同第 3 条、同第 9 条違反
※申し立てられた苦情案件について、本会苦情処理委員会及び支部長から複数回に
わたり求められた経過報告書の提出を行わないなど、本会会員として必要な対応
を一切行なわず、本会会則等に違反するものであると判断した。

会員権停止 1 年

【被処分者】

氏 名	支 部	種 別	登録番号	事務所名称 事務所所在地
稲村 広幸	春日部支部	開業	11090061	稲村広幸社会保険労務士事務所 久喜市菖蒲町菖蒲 5013-682

処分をした年月日：令和 8 年 6 月 5 日
 会員権停止期間：令和 8 年 6 月 6 日～令和 9 年 6 月 5 日（1 年）
 処分理由：社会保険労務士会会則第 60 条第 1 項及び第 2 項違反
 ※当会会則に定める会費について、令和 7 年度までの 2 年分を未納としており、当会
 による督促にも応じず、支払及び連絡を行わなかった。そのため、少額訴訟の結果、
 会費・遅延利息及び訴訟費用の支払義務を負うこととなったが、債務は履行されて
 いないため、当会会則に基づき処分とした。

令和 8 年 6 月 5 日
 埼玉県社会保険労務士会
 会長 澤田裕二